

「Back to ISHIKAWA／Stay ISHIKAWA」プロジェクト企画・運營業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

企業の人手不足が恒常化する中、学生の県内就職の促進は極めて重要な課題であるが、学生の大手志向や就職活動の早期化等により、学生の目が県内企業に向きにくくなっており、加えて、県外に進学すると石川県の企業の情報が届きにくくなるといった声もあり、これらの点も、学生の UI ターン就職が進まない要因と考えている。

本事業は、そうした課題の解消に向けて、石川に愛着を持つ県内学生が主体となり、県外に進学した学生や県外出身の学生を巻き込んで、学生目線で魅力的なイベントや情報発信を行うことで、石川とのつながりや愛着を早い時期から深め、学生の UI ターンの促進を図ることを目的とする。

2 委託業務の概要

- (1) 業務名称：「Back to ISHIKAWA／Stay ISHIKAWA」プロジェクト企画・運營業務委託
- (2) 業務内容：別添『「Back to ISHIKAWA／Stay ISHIKAWA」プロジェクト企画・運營業務委託に係る仕様書』のとおり
- (3) 委託期間：契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日（火）まで
- (4) 委託予定金額：15,000 千円以内（消費税及び地方消費税含む）

3 参加資格

参加することができる者は、次に掲げる条件の全てに該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 本プロポーザル実施に係る告示開始日から第 4（4）に記載する企画提案書の提出期限の日までにおいて、石川県競争入札参加資格者の停止期間中でないものであること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 石川県暴力団排除条例（以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）である者。
 - ② 役員等（法人の場合は、その役員並びにその支店及び事務所の代表者、その他の団体の場合は代表者及び役員を言う。以下同じ。）が条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者。
 - ③ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者として次のいずれかに該当する者。
 - ア 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - イ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者。
 - ウ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に、暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

- ④ その他、選定されることが暴力団の利益となると認められる者。
- (5) 審査会実施日までに納期が到来する国税及び都道府県税を滞納していない者であること。
- (6) 石川県内に事業拠点があること。

※共同事業体で参加しようとする場合は、共同事業体代表者及び各構成員が上記（１）から（６）の資格要件を満たすこと。また、各構成員が、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の共同事業体の構成員ではないこと。

4 応募の手続き等

(1) スケジュール（予定）

項目	日程
① 実施要領等の公表（公募開始）	令和7年3月28日（金）
② 実施内容に関する質問受付期限	令和7年4月3日（木）15時まで
③ 質問に対する回答	令和7年4月7日（月）までに回答
④ プロポーザル参加申込受付期限	令和7年4月8日（火）17時まで
⑤ 企画提案書等書類の提出期限	令和7年4月15日（火）17時まで
⑥ 書面審査及び結果の通知（※）	令和7年4月25日（金）までに通知
⑦ 審査会の実施	令和7年4月下旬～5月上旬
⑧ 審査結果の通知	令和7年5月上旬

（※）は提案者が5者以上の場合に実施する

(2) 実施内容に関する質問事項の受付及びその回答について

①受付期間

令和7年4月3日（木）15時まで

②提出方法

本プロポーザルに関して質問のある者は、本要領に定める質問票（様式1）を添付し、第14に記載するメールアドレスあてに電子メールにて提出すること。その他の方法による質問には回答を行わない。

※電子メールの件名に「【質問】「Back to ISHIKAWA／Stay ISHIKAWA」プロジェクト 企画・運營業務委託」と記載すること。

※提出後は、第14に記載する提出先に確認の電話をすること。

③回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのある質問を除き、令和7年4月7日（月）までにメールで行う。

(3) 参加申込受付

①受付期間

令和7年4月8日（火）17時まで

②提出書類

ア 参加申込書（様式2-1）

※共同事業体の場合は、参加申込書（様式2-2）

イ 会社概要（様式3）

ウ 「平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）」に基づき、令和7年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者でない場合は、次の（Ⅰ）から（Ⅳ）の書類。共同事業体の構成員の場合も提出すること。なお、法人設立又は個人の事業開始から1期（年）未満の者にあつては、（Ⅱ）のi、（Ⅲ）に代えて下表の書類を追加で提出すること。

（Ⅰ）登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）

参加申込書提出日前3月以内に発行されたもの。（写し可）

（Ⅱ）納税証明書

- i 法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書（納税証明書「その3」。「その3の3」でも可。直前の確定申告を終えた決算の営業年度におけるもの。様式が未納税額のない証明用のもの。）
- ii 石川県内に事業所を有する者にあつては、石川県税に未納がないことを証する納税証明書

（Ⅲ）財務諸表（直前決算の貸借対照表、損益計算書）

（Ⅳ）役員等名簿（様式4）

表（ウに記載する追加提出書類）

添付書類		法人	個人
①	経営状況及び、その見込みに関する申立書	○	○
②	貸借対照表（見込）、損益計画書 ※1 損益計算書に準じた内容で作成 ※2 第1期決算期までの期間が1年に満たない場合であっても、9箇月以上ある場合は第1期決算期までで可	○	
	収支計画書 ※ 所得税確定申告書の附属書類である収支内訳書に準じた内容で作成		○
③	現金・資金の存在を示す書類 ・預金残高証明書の写し又は通帳の写し ※最低1箇月以上の記帳分 ・金銭消費貸借契約書の写し、借入金残債務証明書 ※借入金がある場合	○	○
④	受付印のある法人設立届出書の写し ※ 税務署、都道府県、市町村への法人税法及び地方税法上の法人設立届全て	○	
	受付印のある個人事業の開業届出書の写し ※ 税務署への所得税法の個人事業開業届出		○
⑤	事務所、事業場及び駐車場の付近見取図及び写真 ※ それぞれ個別で作成してください。	○	○

③提出方法

第14に記載するメールアドレスあてに電子メールにて提出すること。提出の際は、件名を「【参加申込書等提出】「Back to ISHIKAWA／Stay ISHIKAWA」プロジェクト企画・運營業務委託」

(4) 企画提案書等書類の受付

①受付期間

令和7年4月15日（火）17時まで

②提出書類

ア 企画提案書の提出について（様式5）

イ 企画提案書（様式任意）

別添「仕様書」及び別表「提案内容及び審査基準」を踏まえ、以下の内容を記載した企画提案書を作成すること。

(I) 企画提案内容

- i 学生を主体とする事業の企画・運営
- ii 運営学生の募集及び活用・サポート方法
- iii 県内企業との協働
- iv 石川独自の魅力との協働
- v 学生への情報発信
- vi 目標の設定・効果検証

(II) 当該業務にあたる実施体制

(III) 実施計画及び全体のスケジュール

(IV) 見積書(自社様式で可とする。ただし、経費の見積もりは、それぞれの項目・単価・回数等を具体的に明らかにした積算内訳とすること。)

※日本工業規格A4、横、両面カラー印刷、左綴じとすること。A4以外のサイズを用いる場合はA4サイズに折りたたむこと。

※目次及び各ページにページ数を付記すること。

※提出部数は、社名入り1部、社名なし8部とする。なお、社名なし8部については、会社名が類推できないようにすること。

③提出方法

上記②提出書類を石川県商工労働部労働企画課まで持参又は郵送（期間内に必着とし、電話により送達確認すること）すること。また、社名入り、社名なしともに、電子データ（ファイル形式はMicrosoft PowerPointまたはPDFとする。）を第14に記載するメールアドレスあてに電子メールにて提出すること。

(5) 注意事項

①提出された企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲内において複製することがある。

②石川県商工労働部労働企画課が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある。

5 選定に係る事項

(1) 選定方法

選定は、別表「提案内容及び審査基準」に基づき、『「Back to ISHIKAWA/Stay ISHIKAWA」プロジェクト企画・運營業務委託に係る公募型プロポーザル審査会』（以下、「審査会」という。）において、総合的に審査し、最も優れた提案を行った者を委託の相手方として選定する。

ただし、審査内容の如何によっては、いずれも採用しないことがある。

なお、参加者が5者以上の場合には、書面審査を実施する。書面審査では、提出書類をもとに、別表に従い、評価・採点し、上位4者を審査会における審査対象者とする。審査会では、提出書類、参加者によるプレゼンテーション及び質疑応答内容を基に、別表に従い評価・採点し、最優秀提案者を選定する。

(2) 審査会

開催日時：令和7年4月下旬～5月上旬（予定）

開催場所：石川県庁内会議室（予定）

企画提案の所要時間（予定）

- ・プレゼンテーション 20分以内
- ・質疑応答 20分間程度

（注意事項）

- ・参加人数は、1参加者あたり2名までとする。
- ・審査会当日、新たに説明資料を追加することは禁止する。
- ・モニターを使用してプレゼンテーションが行えるよう、モニターは県で準備するが、接続用のパソコンは参加者が持参すること。（接続形式HDMI）
- ・参加者は、プレゼンテーション中、社名（共同事業体の場合は、構成員の社名を含む）が判別できるような言動を控えること。
- ・参加者が、他の参加者の企画提案を傍聴することは禁止する。
- ・指定時間に遅れた場合は、審査会への参加を認めない。

(3) 審査会における審査対象者の選定（書面審査）

各審査員の順位点の合計が最も高い参加者から4者以内を審査対象者として選定する。（参加者が5者の場合、1位＝5点、2位＝4点、3位＝3点、4位＝2点、5位＝1点）。

各審査員の順位点の合計が同じである者が複数いる場合は、原則として各審査員の評価点の合計が高い者を審査対象者として選定する。さらに、評価点の合計が同じである者が複数いる場合は、提案金額の安価な者を審査対象者として選定する。なお、順位点の合計、評価点の合計及び提案金額が同じである者が複数いる場合は、審査員の協議によって審査委員長が決することとする。

(4) 最優秀提案者の選定

各審査員の順位点の合計が最も高い参加者を最優秀提案者として選定する。（参加者が4者の場合、1位＝4点、2位＝3点、3位＝2点、4位＝1点）

各審査員の順位点の合計が同じであるものが複数いる場合は、原則として各審査員の評価点の合計が高い者を審査対象者として選定する。さらに、評価点の合計が同じである者が複数いる場合は、提案金額の安価な者を審査対象者として選定する。なお、順位点の合計、評価点の合計及び提案金額が同じである者が複数いる場合は、審査員の協議によって審査委員長が決することとする。

(5) 参加者が1者又はない場合の取扱い

参加者が1者のみの場合であっても審査は実施し、基準を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者として選定する。また、基準を満たさない場合、または参加者がいない場合には、再度公募を実施する。

(6) 審査内容について公表しない。

(7) 審査結果については別途通知するが、異議の申し立ては認めない。

6 プロポーザル参加に際しての注意事項

(1) 失格（無効）事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 実施要領に違反すると認められる場合
- ⑤ 審査員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑥ 他の提案者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ⑦ 最優秀提案者選定終了までの間に、他の提案者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合
- ⑧ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合

(2) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとする。

(3) 複数提案の禁止

複数の企画提案書の提出は不可とする。

(4) 提出書類変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替えもしくは再提出は認めない（軽微ものを除く。）

(5) 返却当

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(6) 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、全て参加者の負担とする。

(7) その他

- ① プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、期限までに企画提案書の提出がされない場合は、辞退したものとする。
- ② 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領及び仕様書の記載内容に同意したものとする。
- ③ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、審査会開催日前日（審査会開催日前日が休日の場合は、その直前の平日）の正午までに、プロポーザル参加辞退届（様式6）を石川県商工労働部労働企画課に持参、電子メールにより申し出ること。
※電子メールの場合は、電話により送達確認をすること。

7 委託契約の締結

- ・ 契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀提案者と提案内容に沿って契約内容の協議・調整を行い、石川県と最優秀提案者の双方が合意に至った場合に、最優秀提案者から見積書を徴し、石川県が定めた予定価格の範囲内であることを確認し、石川県財務規則等に基づき、委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。
- ・ 最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査において次点となった者を最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。
- ・ 最優秀提案者が、審査会の日から本契約締結の日までの期間内に石川県から石川県競争入札参加資格停止措置を受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとする。また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除する。
- ・ 契約書の作成に必要な経費は、石川県と受託者双方の負担とする。

8 著作権等に関する事項

仕様書8を遵守すること。

9 情報セキュリティに関する事項

仕様書別紙1「石川県情報調達共通特記仕様書」を遵守すること。

10 個人情報の取扱いに関する事項

仕様書別紙2「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守すること。

11 業務の適正な実施に関する事項

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(2) 立入検査

石川県は、事業の執行の適正を期するために必要があるときは、受託者に対して報告させ、又は事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査し、もしくは関係者に質問を行うことができる。

(3) 知的財産権の取り扱い

受託者は、本業務の実現のために必要な受託者が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用にあたり支障のないよう書面により確認しなければならない。書面による確認がない場合に、以後何らかの問題が発生した場合は、受託者の責任により対処することとする。

(4) データ漏えい等の防止

受託者は、発注者から引き渡された情報資源、記録媒体及び出力帳票等に関し、その管理を徹底し、データの漏洩及び紛失等がないよう十分に配慮しなければならない。

12 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との委託契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、石川県は契約の取消しができる。その場合、石川県に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。

なお、受託者は次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、業務の引継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、双方の責に帰することができない自由により業務の継続が困難となった場合は、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が調わない場合には、それぞれから、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、受託者は契約の解除等により次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

13 その他

事業実施の際、本実施要領に示した内容と差異がある場合は、協議の上、決定するものとする。

14 問い合わせ先及び各種書類の提出先

石川県商工労働部労働企画課 UI ターン定着・促進グループ

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県行政庁舎12F

電話：076-225-1532

メール：e191300a@pref.ishikawa.lg.jp

受付時間：土・日・祝日を除く9時から17時まで（12時から13時は除く）

<別表> 提案内容及び審査基準

項目	主な提案内容	審査基準	配点
事業実施内容	【コンセプト】 「石川につながる」「石川とまじわる」「石川を知る」の3つのコンセプトを踏まえ、学生に主体的に事業を企画・運営させることとし、3つのコンセプトごとに想定している企画内容や、参加学生数等を提案すること。	「石川につながる」「石川とまじわる」「石川を知る」の3つのコンセプトに沿った創意工夫があり、具体的な企画提案になっているか。	15
	【運営学生の募集及び活用・サポート方法】 ・プロジェクトの主体となり、プロジェクトを運営する学生(以下「運営学生」という。)に関し、必要な学生数、学生の募集方法を具体的に提案すること。 ・運営学生の活用方法(活躍の場)について、具体的に提案すること。 ・運営学生の活動や企画提案等に対し、どのようにサポートしていくか具体的に提案すること。	・プロジェクトの主体となる運営学生を集めるための具体的な提案がなされているか。 ・運営学生の活用方法(活躍の場)について、具体的かつ効果的な提案がなされているか。 ・運営学生の活動や企画提案等に対し、どのようにサポートしていくか明確な提案がなされているか。	20
	【県内企業との協働】 多くの県内企業を巻き込んで、プロジェクトを進めていくための手法を具体的に提案すること。	多くの県内企業を巻き込み、プロジェクトを進めていくための具体的・効果的な提案がなされているか。	15
	【石川独自の魅力との協働】 石川の文化など、石川独自の魅力を伝えるイベントなどと協働して、本プロジェクトを推進する仕掛けを具体的に提案すること。	提案者の強みを活かした本プロジェクトを推進する仕掛けが具体的・効果的に提案がなされているか。	15
	【学生への情報発信】 専用ポータルサイトや SNS 等の活用方法を具体的に提案すること。	より多くの県内外の学生に情報を届けるための具体的・効果的な提案がなされているか。	15
実施体制	業務主任者、各業務の責任者及び体制図を記載すること。なお、業務の一部を第三者に委託する場合は、委託先及び委託範囲、委託先の執行管理方法がわかるように記載すること。	・業務を安定的に遂行できる体制であるか。 ・運営学生に適切な指導・助言を行い、サポートするための人員を配置しており、その者は十分な経歴や実績を有しているか。	10
実施計画・目標・スケジュール	実施計画や目標、スケジュールについて、具体的に提案すること。	具体的に設定され、現実性・妥当性がある提案がなされているか。	5
経費	プロジェクト実施に要する経費について、経費の内訳、範囲が分かるよう明確に提案すること。	経費の内訳、範囲が明確で、提案内容に見合った適切な経費であるか。	5